

事業主(給与支払者)の皆さまへ
広島県と県内全23市町からの重要なお知らせです。

2020年度から個人住民税が 原則すべて特別徴収となります。



広島県では、納税者間の公平性、納税者の利便性等を確保し、納税忘れなどを防ぐため、全23市町で2020年度から、従業員の方の個人住民税は原則すべて特別徴収となります。事業主の皆さまによる特別徴収は法律上の義務ですので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

個人住民税の特別徴収(給与からの天引き)とは？



事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わって、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市・町民税と県民税)を天引きして、市町へ納入していただく制度で、**法律で義務づけられています(地方税法第321条の4及び各市町条例)。**



事業主の方は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、**原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収**していただく必要があります。
(従業員には、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含みます。)

**特別徴収は
法律上の
義務です。**

現在、給与から特別徴収されている方は、これまでの取り扱いから変更はありません。

※1: 普通徴収(従業員が自分で納付)が認められるケースについてはウラ面をご覧ください。

特別徴収による納税手続きの流れ



従業員

(納税義務者)

4 特別徴収税額決定通知書の
配付(納税義務者用)
(5月31日まで)

5 住民税を給与から天引き
(6月分から翌年5月分まで)



事業主

(特別徴収義務者)

1 給与支払報告書の提出
(1月31日まで)

2 税額の計算

3 特別徴収税額決定通知書の
送付(特別徴収義務者の指定)
(5月31日まで)

6 住民税を納入
(翌月10日まで)



市町

特別徴収 Q & A

Q どのような場合に特別徴収しなければなりませんか？

従業員が前年中に給与の支払いを受けており、かつ、当年の4月1日において給与の支払いを受けている場合、**事業主は原則として特別徴収しなければなりません。**

Q 従業員から普通徴収で納めたいと言われるが・・・

所得税の源泉徴収義務のある事業主は、法令により、特別徴収しなければならないことになっています。したがって、**従業員の希望により、普通徴収を選択することはできません。**

Q 特別徴収にするメリットはあるのですか？

事業主

個人住民税の税額計算を市町が行うので、通知された税額を納めていただくだけです。所得税のように事業主が**税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。**

従業員が常時10人未満の事業所には、市町に申請することにより年12回の納期を**年2回とする制度**があります。

従業員

金融機関に出向いて納税する手間が省け、納付を忘れて延滞金がかかる心配がありません。また、特別徴収は納期が年12回なので、**普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくすみます。**

普通徴収（従業員が自分で納付）が認められるケースについて

- 【A】退職者・5月末日までに退職予定の方（休職者を含む）
- 【B】給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない方
- 【C】給与が毎月支給されない方（不定期支給）
- 【D】他の事業主から特別徴収されている方（乙欄該当者）

※一部の市町では当面、従業員2人以下の事業所は普通徴収とされる場合があります。詳しくは各市町にお問い合わせください。



特別徴収に関する広島県内市町の問い合わせ先

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
広島市	市民税課	082-504-2089	安芸高田市	税務課	0826-42-5614
呉市	市民税課	0823-25-3196	江田島市	税務課	0823-43-1636
竹原市	税務課	0846-22-7732	府中町	税務課	082-286-3143
三原市	市民税課	0848-67-6031	海田町	税務課	082-823-9204
尾道市	市民税課	0848-38-9152	熊野町	税務課	082-820-5603
福山市	市民税課	084-928-1021	坂町	税務住民課	082-820-1503
府中市	税務課	0847-43-7121	安芸太田町	税務課	0826-28-2114
三次市	課税課	0824-62-6122	北広島町	税務課	050-5812-1852
庄原市	税務課	0824-73-1146	大崎上島町	住民課	0846-65-3114
大竹市	市民税務課	0827-59-2128	世羅町	税務課	0847-22-5300
東広島市	市民税課	082-420-0910	神石高原町	住民課	0847-89-3334
廿日市市	課税課	0829-30-9113			

制度の内容や手続きなどの詳細は▶▶▶

広島県 個人住民税特別徴収

検索